第１号様式

国際フィーダー・鉄道輸送への転換促進支援申請書

横浜川崎国際港湾株式会社

営業部　宛

裏面の「国際フィーダー・鉄道輸送への転換促進支援実施要項」に同意の上、添付書類を添えて、以下のとおり、横浜川崎国際港湾株式会社が実施する、国際フィーダー・鉄道輸送への転換促進支援の実施を申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  | | 申請日 | 年　　　月　　　日 | |
| 社名 | | ㊞ | | | | | |
| 所在地 | | 〒 | | | | | |
| 代表者職氏名 | |  | | | 申請担当者  職氏名 |  | |
| TEL | |  | | | Email |  | |
| 現在の 物流ルート | | 輸出入の別 | | | 対象道県・対象港湾から/までの輸送手段 | | |
| 輸入　・　輸出 | | | 直接輸出入　・　トラック | | |
| 【搬出元】生産地・利用港 | | | 主要な利用船社 | 【搬入先】生産地・利用港 | |
| 国又は  都道府県名＿＿＿＿ 地域名＿＿＿＿ | | ＿＿＿＿＿港 | ＿＿＿＿＿ | 国又は  都道府県名＿＿＿＿ 地域名＿＿＿＿ | ＿＿＿＿＿港 |
| 転換後の 物流ルート  （横浜港を経由した  輸出入） | | 輸出入の別 | | | 対象道県・対象港湾から/までの輸送手段 | | |
| 輸入　・　輸出 | | | 国際フィーダー（内航船）　・　鉄道 | | |
| 【搬出元】生産地・利用港 | | | 主要な利用船社 | 【搬入先】生産地・利用港 | |
| 国又は  都道府県名＿＿＿＿ 地域名＿＿＿＿ | | ＿＿＿＿＿港 | ＿＿＿＿＿ | 国又は  都道府県名＿＿＿＿ 地域名＿＿＿＿ | ＿＿＿＿＿港 |
| 利用開始予定日 | | | ＿＿年＿＿月＿＿日 | | |
| 見込貨物量 | | ＿＿＿＿＿TEU/支援対象期間（2024年2月末まで） | | | | | |
| 荷送人/荷受人名 | | ※荷送人/荷受人以外の申し込みの場合のみ記入 | | | 貨物品目 |  | |
| ※現在の物流ルート利用の証明として、過去1年以内の船荷証券（B/L）、書類到着通知書（Arrival Notice)、ドレージ輸送費用の請求書の写し等、現在の輸送経路が分かる書類1か月分又は10TEU分いずれかを添付しご提出ください。 | | | | | | | |

注意事項

（１）裏面の実施要項をご確認の上、ご申請ください。申請いただいた時点で、実施要項に同意いただいたものとします。

（２）本申請書（第1号様式）に基づく支援金の上限額は、YKIP支援１00万円、横浜市事業（加算）200万円、合計300万円となります。

（３）予算執行状況に応じて、予告なく支援実施期間を変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

（４）当社規定により、支援対象とならない場合がございます。あらかじめご了承下さい。

第１号様式（裏面）

国際フィーダー・鉄道輸送への転換促進支援実施要項

（趣旨）

第１条 この要項は、国内他港と横浜港を接続する内航コンテナ船による国際フィーダー航路及び東日本各地と横浜市を接続する鉄道による輸送サービスの利用促進を目的として、第２条に定める本対象貨物を対象に、横浜川崎国際港湾株式会社（以下「当社」という。）が実施する国際フィーダー・鉄道輸送への転換促進支援（以下「本支援」という。）を適正かつ円滑に実施するため、実施手続等に関する基本事項を定めるものとする。

（対象貨物）

第２条　本支援の対象貨物（以下「対象貨物」という。）は、以下の（１）（２）いずれかの条件にあてはまる貨物のうち、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、新潟県もしくは茨城県に所在する港湾（以下「対象港湾」という。）を発着する内航コンテナ船による国際フィーダー航路又はこれらの道県もしくは長野県、栃木県もしくは群馬県に所在する鉄道駅を発着し、横浜本牧駅、本牧埠頭駅もしくは横浜羽沢駅に接続する鉄道輸送による横浜港経由での輸出入に転換された貨物とする。ただし、当社が本支援の対象として適当ではないと判断した貨物を除く。

（１）北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、長野県、新潟県、茨城県、栃木県又は群馬県（以下「対象道県」といい。）を発着する貨物のうち、トラックで京浜港まで輸送され、輸出入されているコンテナ貨物

（２）対象港湾にて、京浜港を経由せず外航コンテナ航路により直接輸出入されているコンテナ貨物

（支援対象者）

第３条　本支援による支援の対象者（以下「支援対象者」という。は、受荷主もしくは送荷主として対象貨物を輸出入する荷主（以下「荷主」という。）又は、フォワーダー、物流事業者、外航船社、内航船社等の荷主が認める代理者（以下「対象者候補」という。）であり、かつ、当社が「国際フィーダー・鉄道輸送への転換促進支援実施対象決定通知書」（第２号様式）により本支援の実施対象とすることを承認した者）とする。

（実施期間）

第４条　本支援の申請受付期間は、2023年4月1日から2024年1月31日までとし、支援対象期間は支援決定日から2024年２月29日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、当社は本支援の申請受付期間及び支援対象期間を早期終了又は延長することがある。

（支援金）

第５条　当社は、支援対象者に対し、本支援の支援金として、対象貨物について１TEUあたり5,000円を乗じた金額を支払うこととする。対象者は、当社に対し、名目の如何を問わず、当該支援金（以下「YKIP支援」という。）以外の報酬及び費用等を一切請求できないものとする。ただし、次項に定める横浜市事業（加算）は、この限りではない。

２　第2条に定める対象貨物のうち、北海道の苫小牧港、青森県の八戸港、岩手県の釜石港、大船渡港、宮古港、久慈港、宮城県の仙台塩釜港、福島県の相馬港、小名浜港、茨城県の茨城港、鹿島港を発着する内航コンテナ船による国際フィーダー航路を利用し、横浜港経由での輸出入に転換された貨物については、横浜市の集荷施策事業に対応する支援金（以下「横浜市事業（加算）」という。）として、第1項に定める金額に１TEUあたり10,000円を加算して支払うこととする。

３　「国際フィーダー・鉄道輸送への転換促進支援申請書（第１号様式）」（以下「本申請書」という。）による申請1件当たりの支援金の上限額は、YKIP支援が1,000,000円、横浜市事業（加算）が2,000,000円、合計で3,000,000円とする。

４　第1項に定める支援金の算出基準となる貨物量については、横浜港を発着する外航船に船積みする際のコンテナ本数にて、ISO規格20フィートコンテナ１本を１TEU、40フィートコンテナ１本を２TEU、45フィートコンテナ１本を2.25TEUとして換算する。なお、背高コンテナについては、標準コンテナと同様に換算する。

（提出書類）

第６条　対象者候補は、本支援実施の申請に際し、当社に対して、本申請書と併せて転換前の物流ルートでの貨物輸送を証明する書類として、過去一年以内の船荷証券（B/L）、書類到着通知書（Arrival Notice)、ドレージ輸送費用の請求書の写し等、転換前の輸送経路が分かる書類1か月分又は10TEU分いずれかを提出するものとする。

２　支援対象者は、当社に対し、支援対象期間の終了後、10日以内に「国際フィーダー・鉄道輸送への転換促進支援実績報告書兼請求書」（第３号様式）を提出するものとし、これと併せて対象貨物の輸送状況の証明書類として、対象貨物全ての船荷証券、書類到着通知書等の貿易書類を提出することとする。これに加えて、鉄道輸送へ転換した場合には、鉄道輸送契約書又は請求書等の書類等を提出することとする（以下、本項に基づき提出する書類を「実績報告」と総称する。）。

（アンケート調査等への協力）

第７条　当社は、本支援実施の申請を行った者（支援対象者を含み、以下「申請者」という。）に対して、アンケート調査等への協力を求めることができるものとする。

（情報の開示）

第８条　当社は、申請者から提供された本申請書、実績報告等について、支援対象者の別段の同意を要することなく、国土交通省及び横浜市に対して開示し、又は利用させることができるものとする。当社は、申請者から提供された本申請書、実績報告等について、当社、国土交通省及び横浜市以外の第三者に対して開示する場合には事前に、申請者から書面により承認を得るものとする。

（支援金の支払）

第９条　当社は、支援対象者からの実績報告について審査し、当社の裁量により問題が無いと認めた場合に限り、実績報告の提出日から60日以内に、支援対象者が指定する銀行口座への振込みによって第6条の支援金を支払うものとする。なお、支援対象者は、当社による実績報告の審査に関して、一切異議を述べることはできないものとする。

（表明保証）

第10条　支援対象者は、当社に対し、本申請書及び実績報告の提出日、並びに支援金が支払われた日において、以下の事項を表明し、保証する。

（１）実績報告について当社に対して虚偽報告をしていないこと

（２）申請者の代表者又は役員が以下のいずれにも該当しないこと

①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力　集団等、その他これらに準ずる者

②上記①に該当する者（以下、本号において「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる者

③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

④自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者

⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

⑥役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と関係を有する者

（損害賠償等）

第11条　支援対象者が前条の表明及び保証に違反したときは、当社は、直ちに支援対象者に対する本支援の実施を終了することができるものとし、支援金について一切の支払義務を負わない。また、当社が当該違反を理由に本支援の実施を終了した場合において、当社が支援金を支援対象者に支払済みの場合、支援対象者は、当社に対し、当該支援金を全て返還しなければならない。

２　当社は、支援対象者の前条の表明及び保証違反により生じた損害・損失の一切（弁護士費用を含むが、これに限られない。）を支援対象者に対し請求することができるものとする。

（協議等）

第12条　本実施要項に定めのない事項については、当社と申請者による協議の上、誠意をもって処理するものとする。

（譲渡禁止）

第13条　申請者は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本支援の申請により生じた自己の権利義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。

（専属的合意管轄）

第14条　本支援に関する一切の紛争については、日本法に準拠して解決されるものとし、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。　　　　　　　　　　　　　　　　　以上